

郡山市新公会計制度導入委員会設置要綱

平成26年 5 月 30 日 制定

[財務部財政課]

(設置)

第 1 条 本市の複式簿記による新公会計制度（以下「新公会計制度」という。）の円滑な導入を図るため、郡山市新公会計制度導入委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、第 5 条に規定する各部会における協議内容、結果等を踏まえ、新公会計制度導入に向けた検討を行う等、新公会計制度の導入に必要な事項に関する事務を所掌する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には、副市長をもって充てる。

3 副委員長には、財務部長をもって充てる。

4 委員には、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第 4 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会)

第 5 条 委員会に、専門的な事項について調査及び研究等を行うため、次の部会を置く。

(1) システム部会

(2) 固定資産台帳整備部会

(3) 会計制度・職員研修部会

2 各部会の部会長、部会員及び所掌事務は別表第 2 のとおりとする。

3 各部会における協議内容、結果等については、必要に応じ、委員会に報告するものとする。

4 各部会間の連絡調整は、財務部財政課が行う。

5 各部会の庶務は、部会長の属する課において処理する。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 5 月 30 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

総務部長、政策開発部長、税務部長、市民部長、生活環境部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、下水道部長、会計管理者、生涯学習部長、学校教育部長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、農業委員会事務局長、議会事務局長、水道局長

別表第 2（第 5 条関係）

部会名	部会長	部会員	所掌事務
システム 部会	財務部財政課 長	次に掲げる課の長が指名する職員とする。 (1) 総務部行政マネジメント課 (2) 政策開発部政策開発課 (3) 政策開発部ソーシャルメディア推進課 (4) 財務部財政課 (5) 財務部公有資産マネジメント課 (6) 会計課 (7) その他委員長が指名する課	(1) 財務会計システムの改修 (2) 新公会計システムの構築 (3) その他
固定資産 台帳整備 部会	財務部公有資産マネジメント課長	次に掲げる課の長が指名する職員とする。 (1) 財務部財政課 (2) 財務部公有資産マネジメント課 (3) 税務部資産税課 (4) 農林部農地課 (5) 建設交通部道路維持課 (6) 都市整備部公園緑地課 (7) 会計課 (8) 生涯学習部総務課 (9) その他委員長が指名する課	(1) 固定資産評価方法の検討 (2) 固定資産台帳登録方法の検討 (3) その他
会 計 制 度・職員 研修部会	会計課長	次に掲げる課の長が指名する職員とする。 (1) 総務部総務法務課 (2) 財務部財政課 (3) 財務部公有資産マネジメント課 (4) 会計課 (5) その他委員長が指名する課	(1) 会計基準の作成 (2) 財務規則の改正 (3) 職員研修 (4) その他